

令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があり、使用されずに適正に管理されていない空き家を除却する工事を実施する当該空き家の所有者等に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、居住を目的として建築され、又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する物置及び作業場を含み、長屋及び共同住宅を除く。）をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空き家（補助対象者が補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除く。以下「補助対象空き家」という。）を除却する工事であって、第5条に規定する事業者と当該除去に係る契約を締結する工事とする。

- (1) 山形市内に存するもの
- (2) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたもの
- (3) 周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの
- (4) 住宅の不良度の測定基準（別表第1）による評点の合計が100点以上であるもの
- (5) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの（特定空家等の判定表（別表第2）による各項目の判定基準を満たすものをいう。）
- (6) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (7) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 第10条の規定による補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 建築物の一部を除却する工事

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象工事とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する山形市の市税の滞納がない者（個人に限る。）とする。

- (1) 補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産税課税台帳の納税義務者）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) その他市長が特に認める者

(補助対象工事に係る事業者)

第5条 補助対象工事に係る事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた事業者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の解体に要する工事費
- (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費（家財道具、車両、機械、立木等の処分費を除く。）

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある

場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額
- (2) 建築物1平方メートル当たりの除却工事費（木造建築物にあつては31,000円、非木造建築物にあつては44,000円を限度額とする。）に建築物の延床面積を乗じて得た額

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

（事前調査）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、補助金の交付の申請をする前に、山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査申込書（別記様式第1号）に、登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産家屋証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳）の写しを添付して、当該空き家が補助対象空き家に該当するか否かの調査を市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは調査を行い、その調査の結果を山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査結果通知書（別記様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申込みの期間は、市長が別に定める日から令和5年10月31日までとする。

4 交付申請者は、当該空き家が補助対象空き家に該当したときは、第2項の規定による通知の送付があつた日から起算して30日以内に次条の規定による補助金の交付申請を行わなければならない。

5 交付申請者は、災害、疾病等の正当な理由がなく前項の規定による期間を経過したときは、次条の規定による補助金の交付申請を行うことができない。

（補助金の交付申請）

第9条 交付申請者は、補助対象工事に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付申請書（兼）同意書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第4号）
- (2) 第4条第2号に該当する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (3) 第4条第3号に該当する場合は、委任状（別記様式第5号）
- (4) 工事計画書（別記様式第6号）

- (5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類
- (6) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの）
- (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (8) 補助対象工事を行う事業者に係る建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
- (9) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第7号）により当該申請をした交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第7条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事が完了した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

（工事の変更又は中止若しくは廃止）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請書（別記様式第8号）に変更又は中止若しくは廃止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金の額が増加しない変更とする。
(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定にかかわらず、山形市老朽危険空き家除却補助事業実績報告書(別記様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真(工事中及び工事完了後)
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し(内訳明細の付いたもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第16条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して10年間これを保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行に必要な行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

住宅の不良度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点			
1	構造一般の 程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎 が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎 がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等 小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又 は破損しているもの、土台又は柱の 数箇所に腐朽又は破損があるもの等 大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のあ るもの	100				
		(2) 外壁又 は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の 剥落、腐朽又は破損により、下地の 露出しているもの	15				
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の 剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地の露出しているもの又は壁体を 貫通する穴を生じているもの	25				
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はず れがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落がある もの、軒の裏板、たる木等が腐朽し たもの又は軒の垂れ下がったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるも の	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数 が3以上あるもの	20	
(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているも の			10				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

別表第2（第3条関係）

特定空家等の判定表

〔項目Ⅰ〕そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物

判断項目	箇所	判断内容	配点	判定	評点	
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある	イ. 建築物の著しい傾斜	建築物に傾斜等が見られる ・局所的に不同沈下等による沈下が見られる（建物の一部が崩壊・崩落している） ・1階の柱（又は壁）が傾斜している（1/60～1/20が目安）	50	<input type="checkbox"/>		
		傾斜等により倒壊等の恐れがある又はすでに倒壊している ・一見して倒壊のおそれがある又は既に倒壊している ・建築物全体に不同沈下等による沈下が見られる（建物の過半が崩壊・崩落している） ・1階の柱（又は壁）が著しく傾斜している（1/20以上が目安）	100	<input type="checkbox"/>		
	ロ. 建築物の構造上主要な部分の損傷等	(イ) 基礎・土台 小規模な修理を要する損傷等がある ・基礎にひび割れ・剥落・欠損等が見られる（局所的、軽度） ・土台の腐食が見られる（局所的）	25	<input type="checkbox"/>		
		大規模な修理を要する損傷等がある ・基礎にひび割れ・剥落・欠損等が見られる（全体、重度） ・土台の腐食が見られる（全体）	50	<input type="checkbox"/>		
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある	(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒	小規模・軽微な破損等がある ・軒裏材や垂木の腐朽、軒の垂れ下がり、雨どいの破損等 ・屋根材の剥落・浮き・変形（一部）	25	<input type="checkbox"/>		
		大規模・著しい破損等がある ・屋根材の剥落・浮き・変形（大規模）	50	<input type="checkbox"/>		
	(ロ) 外壁	小規模・軽微な破損等がある ・壁材の剥離・破損・浮き・腐食等が見られる（一部） ・壁体を貫通する穴（小規模）	25	<input type="checkbox"/>		
		大規模・著しい破損等がある ・壁材の剥離・破損・浮き・腐食等が見られる（全体、大規模） ・壁体を貫通する穴（大規模、多数）	50	<input type="checkbox"/>		
	(ハ) 看板、給湯器、屋上水槽等	腐朽・破損等がある ・支持材や表面材などに腐食が見られる	15	<input type="checkbox"/>		
		腐朽・破損等により剥落・転倒・脱落等のおそれがある ・既に脱落や転倒、落下等が見られる ・支持材や表面材などの腐食により脱落等の可能性が高い	25	<input type="checkbox"/>		
	(ニ) 屋外階段、バルコニー	腐朽・破損等がある ・支持材や表面材などに腐食が見られる	15	<input type="checkbox"/>		
		腐朽・破損等により剥落・転倒・脱落等のおそれがある ・既に脱落や転倒、落下等が見られる ・支持材や表面材などの腐食により脱落等の可能性が高い	25	<input type="checkbox"/>		
	(ホ) 門・塀	腐朽・破損等がある ・ひび割れ、破損、傾斜等の劣化が見られる	15	<input type="checkbox"/>		
		腐朽・破損等により倒壊のおそれがある ・既に一部倒壊している ・破損や傾斜等が著しく転倒等の可能性が高い	25	<input type="checkbox"/>		
	2. 擁壁	擁壁の崩壊等により危険となるおそれがある <small>擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点（環境条件・障害状況）と変状点の組み合わせ（合計点）により、擁壁の劣化の有量となる腐食条件を十分把握した上で、劣化に対する危険度を総合的に評価する ※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル（案）」（国土交通省都市局都市安全課）により総合的に判断</small>		100	<input type="checkbox"/>	
				合計		

■ 特定空家等の判定（項目Ⅰ） ■

項目Ⅰ	100点未満	<input type="checkbox"/>
	100点以上	<input type="checkbox"/>

→ 特定空家等

〔項目Ⅱ〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

判断項目	判断内容		判定
1. 建築物又は設備等の破損等	吹付け石綿等	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である	<input type="checkbox"/>
	浄化槽等	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>
	排水設備等	排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>
2. ごみ等の放置、不法投棄	臭気	ごみ等の放置、不法投棄による、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>
	動物・害虫の発生	ごみ等の放置、不法投棄による周期の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>
3. その他	その他、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ()		<input type="checkbox"/>

〔項目Ⅲ〕適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

判断項目	判断内容		判定
1. 既存の景観に関するルールに著しく適合しない	景観計画	景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている	<input type="checkbox"/>
	都市計画	景観法に基づく都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている	<input type="checkbox"/>
	その他	地域で定められた景観保全にかかるルールに著しく適合しない状態となっている	<input type="checkbox"/>
2. その他、周囲との景観と著しく不調和	落書き等	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている	<input type="checkbox"/>
	窓ガラス	多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	<input type="checkbox"/>
	看板	看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている	<input type="checkbox"/>
	立木等	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している	<input type="checkbox"/>
	ごみ等	敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている	<input type="checkbox"/>
3. その他	その他、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ()		<input type="checkbox"/>

〔項目Ⅳ〕その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

判断項目	判断内容		判定
1. 立木	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている	<input type="checkbox"/>	
	立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている	<input type="checkbox"/>	
2. 空き家等に住みついた動物	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>	
	動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>	
	敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>	
	多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている	<input type="checkbox"/>	
	住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある	<input type="checkbox"/>	
3. 建築物等の不適切な管理	シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある	<input type="checkbox"/>	
	門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている	<input type="checkbox"/>	
	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている	<input type="checkbox"/>	
4. その他	周辺の道路、家屋の敷地等に上砂等が大量に流川している	<input type="checkbox"/>	
	部材の落下等により人命や財産等に被害を及ぼすおそれある	<input type="checkbox"/>	
その他	その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 ()		<input type="checkbox"/>

■ 特定空き家等の判定（項目Ⅱ～Ⅳ） ■

項目Ⅱ～Ⅳ	チェックなし	<input type="checkbox"/>	→ 特定空き家等
	チェックあり	<input type="checkbox"/>	

別記

様式第1号（第8条関係）

山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査申込書

年 月 日

（宛先）山形市長

申込者 住所
氏名
連絡先

私は、山形市老朽危険空き家除却補助事業により、次の建築物について、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により調査を申し込みます。
なお、物件について、立入り等の調査を行うことを承諾します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 添付書類	登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産家屋証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳）の写し

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査結果通知書

年 月 日付けで申込みがあったみだしの事業の調査について、補助対象空き家に（該当する・該当しない）と判定されましたので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり結果を通知します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 該当する場合の補助金の申請手続	この通知の送付があった日から起算して30日以内に補助金の交付申請を行ってください。正当な理由がなくこの期間を経過したときは、補助金の交付申請ができない場合があります。
4 該当しない場合はその理由	

様式第3号（第9条関係）

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付申請書（兼）同意書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所

氏名

電話番号

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金の交付を受けたいので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請に当たり、申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査及び確認することに同意します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物所有者	氏名 住所
3 建築物住所	山形市
4 申請者区分	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象空き家の所有者 <input type="checkbox"/> (2) (1)に掲げる者の相続人 <input type="checkbox"/> (3) その他市長が特に認める者
5 補助金交付申請額	円
6 添付書類	(1) 誓約書（別記様式第4号） (2) 所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（4申請者区分(2)に該当する場合） (3) 委任状（4申請者区分(3)に該当する場合）（別記様式第5号） (4) 工事計画書（別記様式第6号） (5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類 (6) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの） (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの） (8) 補助対象工事を行う事業者に係る建設業法に基づく土木事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し (9) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書 (10) その他の書類 ()

誓 約 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏 名

（自 署）

私は、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助対象空き家に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、山形市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助対象空き家の除却工事に係る法令を遵守すること。
- 3 補助対象空き家の存した敷地を補助対象工事の完了後も所有する場合は、管理不全とならないよう自己の責任において適正に管理すること。
- 4 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、それらと関係を有する者でもないこと。

様式第5号（第9条関係）

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、山形市老朽危険空き家除却補助事業による補助金交付の手續に関する一切の権限を委任します。

記

建築物の所在地 山形市

代理人の住所

代理人の氏名

代理人の連絡先 電話番号

年 月 日

委任者 住所

氏名

Ⓔ

	④ 補助金額 _____ 円 $\boxed{\text{③}} \times 1/2$ _____ 円 $\times 1/2 =$ _____ 円 (千円未満切捨て) (限度額1,000,000円)
--	---

備考

- 1 補助対象経費とは、次の各号のいずれかに該当する経費とする。
 - (1) 建築物の解体に要する工事費
 - (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
 - (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費
- 2 家財道具、車両、機械、立木等の処分費用は、補助対象経費としない。

第 号

年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 決定内容

交付 ・ 却下

2 交付決定額（交付の場合）

円

3 建築物所在地（地番）

山形市

4 建築物住所

山形市

5 条件等

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了してください。
- (3) 補助対象工事の完了後は、完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (4) 補助対象工事が完了した後の敷地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めてください。
- (5) 会計実地検査等を受けることがありますので、関係書類を補助対象工事の完了日が属する年度の翌年度から起算して10年間は、整理・保存してください。

5 却下の場合はその理由

山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた山形市老朽危険空き家除却補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 変更（中止・廃止）の内容	
4 変更（中止・廃止）の理由	
5 添付書類	(1) 変更内容の分かる書類 (2) 補助対象工事に要する費用に係る変更見積書 (変更内容が費用に関する場合) (3) その他の書類 ()

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請について、下記のとおり承認・却下しましたので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 当初交付年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

4 空き家の所在地

山形市

5 条件等（却下した場合はその理由）

山形市老朽危険空き家除却補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 山形市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

補助対象工事が完了しましたので、令和5年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定日・番号	年 月 日 第 号
2 建築物所在地（地番）	山形市
3 建築物住所	山形市
4 補助金交付決定額	円
5 補助対象工事完了年月日	年 月 日
6 添付書類	(1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後） (3) 補助対象工事に係る領収書の写し （内訳明細の付いたもの） (4) その他の書類 ()

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出がありましたみだしの補助金に係る実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められますので、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 備考